

指定感染症や自然災害等により日本水道協会検査事業の実施が  
困難になった場合の臨時対応に関する取扱い要領

令和 2 年 9 月 15 日制定

(適用範囲)

第 1 条 この要領は、日本水道協会（以下、「本協会」という。）検査事業を運営するに当たり、指定感染症や自然災害等により、本協会が検査事業において定める検査、工場審査及び工場調査（以下、検査業務という。）の実施が困難であると検査部長が判断した場合に適用する。

なお、指定感染症や自然災害等に応じて法令等が定められている場合は、それを遵守した上でこの要領を適用する。

また、検査業務の実施が困難であると検査部長が判断する状況とは、次の各号をいう。

- (1) 検査工場又は「検査工場以外からの検査申し込みに関する取扱い要領」に定める申込者（以下、製造業者という。）が指定感染症の拡大等に伴い、来訪者の受入を拒否して現地での検査業務が行えない場合
- (2) 製造業者において、指定感染症の罹患者および濃厚接触者など感染が疑われる者（以下、罹患者等という。）の発生や自然災害又はこれに伴う工場の休止等、やむを得ない事情によって現地での検査業務が行えない場合
- (3) 行政庁の要請等により、検査員、審査（調査）員の移動が制限され、現地での検査業務が行えない場合  
これには、本協会が出張を禁止する場合も含まれる。
- (4) 本協会において指定感染症の罹患者等の発生や自然災害等により、現地での検査業務が十分に行えない場合

(指定感染症や自然災害等により検査業務の実施が困難になった場合の対応)

第 2 条 前条各号のいずれかに該当し、検査業務の実施が困難である場合は、次の各号の対応を行う。

- (1) 検査の延期、中止（前条各号のいずれかに該当する場合に適用）

製造業者からの検査申し込みに対して、検査員の派遣が困難となった場合は、検査が実施可能となるまでの間、延期する。

なお、前条第 3 号又は第 4 号に該当して検査を延期した後、実施可能となった場合は、延期解除を製造業者に連絡する。

また、延期している間に、製造業者から検査の中止、又は本協会検査工場登録の辞退の申込みがあった場合は、検査を中止する。

- (2) 検査方法の変更（前条第 4 号に該当する場合に適用）

製造業者からの検査申し込みに対して、検査員の派遣が困難となった場合は、製造業者との協議により、「日本水道協会水道用品検査通則」に定める検査方法を次により変更することができる。

また、その適用期間は、本協会の検査体制が整い、検査業務が十分に行える状況になるま

でとする。

ア. 「日本水道協会水道用品検査通則」に定める製品区分（Ⅱ）及び（Ⅲ）の移動ロットを認める最大日数を3日から5日に拡大

イ. その他、検査事業委員会が認めた検査方法

(3) 検査における試料のサンプリング及び鑄込立会での映像機器等の活用（前条第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当する場合に適用）

ア. (試料のサンプリング)

映像機器等により製造業者が同時中継を行い、本協会検査員が採取する試料を在庫等の中から指定し、それを採取している状況及び、故意又は過失により交換できないことが確認できる場合、本協会検査員が任意に抜き取ったものと見なす。

イ. (鑄込立会)

映像機器等により製造業者が同時中継を行い、本協会検査員が鑄造時の供試材採取の状況及び、故意又は過失により交換できないことが確認できる場合、本協会検査員が鑄込立会したものと見なす。

なお、国外の製造業者においてこの方法を適用する場合は、日本語による対応を依頼する。

(4) 工場審査、工場調査の延期及び書面による調査への変更（前条各号のいずれかに該当する場合に適用）

検査工場の維持審査又は定期的な部品工場調査における現地調査について、当該年度内に現地調査の実施が困難と判断される場合は、以下のア. により、現地調査を延期する。

また、ア. によっても実施の見通しが立たない場合は、以下のイ. により、書面による調査に置き換えて実施する。

ア. 次年度に延期する。

ただし、検査工場の維持審査又は定期的な部品工場調査を次年度に延期した場合、次回の審査又は調査は「日本水道協会検査工場の登録に関する規則」及び「検査工場の協力工場に関する取扱い要領」で定める期間から1年減じた期間内に実施しなければならない。

イ. 現地調査を書面による調査により実施する。

なお、書面による調査とは、製造業者に、登録に必要な社内規定類、登録水道用品等に関する各種記録類の提出を依頼し、審査員又は調査員が現地に赴かずに、提出された書類を確認する調査をいう。

また、国外の製造業者においてこの方法を適用する場合は、日本語による対応を依頼する。

書面による調査を実施する場合、映像機器等により製造業者と同時中継を行い直接聴取することを、製造業者と協議の上、審査又は調査の補助手段として活用することができる。

現地調査の実施が可能となった場合は速やかに実施し、書面による調査では不十分な事項について確認する。

(5) 臨時の現地調査の書面による調査への変更（前条各号のいずれかに該当する場合に適用）

検査工場又は部品工場の登録事項等の変更において、臨時の現地調査が必要な場合は、前号のイ. によることができる。

ただし、「検査工場の登録に関する規則」第13条第1号（工場の移転）又は第14号（登録区分の変更）を除く。

（本要領に基づく臨時対応実施後の取扱い）

第3条 前条の臨時対応に基づき検査業務を実施した場合、その検査業務の結果は次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) サンプルング及び鑄込立会を実施したと見なされた試料及び供試材には、本協会が立ち会った証として検査証印を表示する。
- (2) 書面による調査の結果、指摘事項がなかった場合、本協会は登録手続きを行う。

（手数料等）

第4条 本協会が本要領に基づく検査業務を実施した場合、製造業者は、本協会に対して当該検査業務に係る手数料及び費用を、「日本水道協会水道用品検査手数料等に関する規則（110-1）」、「日本水道協会検査工場の登録に関する規則（111-1）」、「検査工場の協力工場に関する取扱い要領（116-1）」に基づき、納入しなければならない。

- 2 検査工場の維持審査、定期的な部品工場調査においては、現地調査に係る工場審査（調査）料を書面調査料に置き換えて請求する。このとき、1回最低保証検査手数料に書面による調査に要した日数及び審査（調査）員数を乗じて請求するものとし、最大日数を2日、審査（調査）員数は、現地調査に係る人数とする。
- 3 映像機器等を用いて実施した聴取は、書面による調査に要した日数以外に当該聴取に要した日数分を請求する。
- 4 書面による調査後、現地に赴くことに要する手数料及び費用は、第1項による。
- 5 試料のサンプルング及び鑄込立会は、当該立会に要した日数分を請求する。
- 6 本要領に基づき実施した検査業務に基づく検査旅費は、実際に移動を要した旅費のみを請求する。

（その他）

第5条 本要領に定めのない事項については、検査部長の指示によるものとする。

付 則

この要領は、令和2年9月15日から施行する。